

『キリスト教史学』第五九集抜刷
二〇〇五年七月十五日 発行
キリスト教史学会

〔論文〕

日本統治下台湾における台日プロテスタント教会の「合同」問題
——一九三〇年代および一九四〇年代を中心に——

高井ヘラー 由紀

日本統治下台湾における台日プロテスタント教会の「合同」問題

——一九三〇年代および一九四〇年代を中心に——

高井ヘラー 由紀

一、はじめに

一九四四年四月二十九日、日本統治下台湾において成立した「日本基督教台湾教団」(以下、「台湾教団」)は、南台湾長老教会(以下、台湾教会)および在台日本人教会が、後者による強力な指導の下に「合同」して設立された教団である。この「台湾教団」成立に至る過程には、問題とされるべき未解明な点が少なくとも二点ある。第一に、一九三〇年代後半以降、統治当局による圧迫が強まる時代背景において、台湾教会が日本内地の教会との「連帯」あるいは「合同」を画策し、日本基督教団設立以降はそれに加入することを希望したにもかかわらず、いずれも実現しなかった点、第二に、それとは対照的に一九四四年に、台湾教会が在台日本人教会との「合同」を強要された点である。

《台湾基督教長老教会百年史》(徐謙信・鄭連明編、一九六五年初版、一九九五年第三版。以下、《百年史》)においても指摘されているように、台湾教会が当時より批判していた「台湾教団」最大の問題点は、在台日本人教会が既に加わっていた日本基督教団との関係を断つことなく台湾教会と合併したという、いわゆる「二重教籍問題」であった。戒能信生も「日本基督教台湾教団」成立の問題点(日本基督教団台湾委員会編「共に悩み共

に喜ぶ——日本基督教団と台湾基督長老教会の協約締結のために——一九八四年、八五——〇九頁）において、この問題をさらに掘り下げ、そこに象徴されていた「良きサマリヤ人であるよりは強盗」⁽²⁾にも譬えられる日本教会の台湾教会に対する一連の行動を、批判的反省的に論じている。

このように、日本教会の戦時中における行動を「国家と教会」の視点より批判的反省的にとらえることは、今日では一つの前提的理解といえよう。しかしながら、「台湾教団」成立に至る一連のプロセスには、文化的差異や国家主義的メンタリティーの相違から生み出される、台日両教会間の思惑や意図の「擦れ違い」という要素が密接に絡んでおり、それが台日教会間の軋轢をさらに大きくしていたように思われる。このような側面を「国家と教会」の視点に加え意識することによって、問題をより立体的に理解することが可能になるのではないだろうか、と筆者は考えるものである。

したがって本稿では、「台湾教団」成立に至るまでの経緯を台日両教会の資料より年次的に整理した上で、台日教会両者の「合同」に対する立場や思惑の相違、そしてその背後にある文化的国家的メンタリティーの差異を意識しつつ、一体なぜ台湾教会側から日本教会側への度重なる働きかけが頓挫し、翻って一九四四年の強引な「合同」という事態にいたったのか、という冒頭に挙げた問いを解明することを目的とする。また、「台湾教団」問題を象徴するともいえる「二重教籍問題」に関しては、新たに得られた資料をもとに台湾総督府との関わりについて新しい解釈を呈示したい。

二、歴史的背景

二―一 台湾におけるプロテスタント教会の概況（一八六〇年代—一九三〇年代）⁽³⁾

一九四〇年代の「合同」問題を論じるにあたり、まず、そこにいたる台湾プロテスタント界の歴史的背景を説

明しておきたい。

一九世紀後半以来、台湾では英国長老教会ミッション（English Presbyterian Mission、以下E.P.M.）が南部において、カナダ長老教会ミッション（Canadian Presbyterian Mission、以下C.P.M.）が北部において、それぞれ一八六五年および一八七二年に宣教を開始した。以降、南部は台南、北部は淡水（特に台北）を拠点とし、医療、教育、福音伝道の三本柱を中心とする宣教活動が展開された。戦前の台湾においては、この英加両長老教会以外に福音宣教に従事した欧米ミッションはなく、いわば長老派による「独占」状態であった。台湾は漢族（閩南および客家系）、マライ・ポリネシア系先住民（九部族）、そして平埔族（平地に居住し漢化或いは「教化」の度合いが進んでいる先住民）から構成される多民族多言語地域であるが、両長老教会ミッションによる宣教活動は漢族および平埔族を中心に展開され、日本統治開始以降は総督府によって山地伝道が禁止されたこともあり、先住民の多く居住する山地への直接的な伝道はほとんど行われていなかった。

ミッションによる伝道活動の結果設立された現地教会は、ミッション同様、南北に分かれて組織されていた。南部では一八九六年に「南部大会」（事実上の中会組織）が組織され、一九三〇年に四中会（高雄・台南・嘉義・台中）に分割された後、一九三二年には南部大会が設立された。一方、北部では一九〇四年に「台北長老中会」（北部中会）が組織され、一九三八年に三中会（台北・新竹・東部）に分かれた後、一九四〇年「北部台湾長老大会」が成立した。重要なのは南北合同の動きである。一九二二年には南北合同の「台湾長老大会」が組織され「台湾基督長老教会」が正式名称として採用されたが、これは事実上の合同組織ではなかった。このことは、一九三〇年代後半以降、日本教会との提携や合同問題における事実上の障壁となっていた。

英加長老派ミッションおよび台湾教会から構成されていた台湾プロテスタント界に、日本人教会が新たに参入したのは、日本統治という新しい政治体制の到来した一八九五年以降である。在台日本人教会は、日本本国の諸

教派教会が、台湾在住の自派信徒への牧会および在日日本人への伝道を目的として日本人伝道者を派遣し、資金を援助するなどして設立されたものであった。これらは日本基督教教会（一八九六年、以下括弧内は台湾における教会設立年）、日本聖公会（一八九七年）、日本組合基督教教会（一九一二年）、日本ホーリネス教会（一九二六年）、日本救世軍（一九二八年）、日本メソヂスト教会（一九三三年）の六教会で、ホーリネス教会をのぞいて主に在日日本人を対象とする伝道活動に従事し、台湾教会と比較すればごく小規模ではあったが、台北、台南、台中などの都市を中心に発展していった。日本人の多く在住していた台北市内においては、信徒数はともかく教会数では台湾教会と拮抗しており、このことは台北市を拠点として行われた台日信徒交流を可能にした一因ともなった。

このほかに、台湾基督長老教会以外唯一の台湾プロテスタント教会として、中国大陸に起源を持ち一九二六年以降台湾に進出した真耶穌教会が挙げられるが、本稿の主題には直接かわってこないため詳細は省くこととする。

二―二 台日キリスト教徒間交流の軌跡（一八九〇年代～一九三〇年代）

以上の台湾プロテスタント史の背景をふまえた上で、一九三〇年代にいたる台湾―日本人キリスト教徒間の交流の系譜を簡略にたどっておきたい。これは、「出会い」「関係構築」「分裂」「融和」の四段階でとらえられる。

一八九五年、日清講和条約締結前後の日本軍による台湾武力制圧時、未だ台湾民衆と日本軍関係者が互いに殺戮を繰り返し疑心暗鬼になっていた状況下、台日キリスト教徒の間には例外的に「親交」関係が築かれていた。具体的な事例としては、澎湖島に侵攻し馬公に駐在していた日本軍人キリスト教徒と馬公公会信徒の間に見られた交流、そして日本教会より台湾へ派遣された従軍慰問使三名と台湾キリスト教界（台湾教会および英加ミッシヨン）との交流が挙げられる。民間日本人が渡台するようになって以降は、台湾本島各地において日本人信徒が

台湾教会の礼拝に出席し、現地信徒と交流する場面もあった。いずれの場合も、互いに未知な相手に対し、キリスト教を媒介とし、深層にある文化的差異や両者の関係を規定する「統治―被統治」の構造には気付かないまま、いわば無邪気な「善意」をもとに「親交」関係が結ばれた、「出会い」の段階であったといえる。

その後、台北をはじめとする台湾各地に日本人教会が設立されるようになると、台湾教会との協力関係が構築されるようになる。台北日本基督教教会の設立過程における日本人伝道者河合亀輔とCPM宣教師G・L・マックイ（Georgu Leslie Mackay）の相互協力関係、また台北における日本基督教教会と台湾教会間の交流は、その代表的な事例である。さらに南庄、台中、嘉義などの各地における日本基督教教会と台湾教会の間にも、小規模ながら相互的な交流および協力関係がみられた。このような積極的な動きが見られたのは一時期に過ぎなかったが、これを「関係構築」の段階と呼ぶことができる。ただしこのような関係構築は長老派である日本基督教教会と台湾教会との間に限られており、たとえば日本基督教教会とほぼ同時期に台湾進出を果たした日本聖公会の場合、現地教会との関係は少なくとも初期には皆無であった。

この段階を経て、台日両教会あるいは信徒間の摩擦がより顕わになり、その関係が次第に疎遠になっていく「分裂」の時期が、一九一〇年代である。これは日本人教会が次第に組織化され、台湾教会からの「援助」が不要となる一方、逆に「統治者」という優越的立場から相手に接するようになった結果、各地における両者間の交流が必然的に解消していった段階である。一九一〇年代の台湾YMCAにおける台日信徒交流への試みとその挫折は、両者間の心理的な隔たりが顕わになった象徴的な事例であった。

植民地統治構造に規定された両者の立場が生み出したこのような心理的な隔たりは、その後も本質的に縮まることはなかったが、一九三〇年代以降、総督府の唱える「内台融和」に同調する形で、教会関係者の間でも新たに台日信徒間の「融和」を推進する動きが出てきた。これを仮に「融和」の段階としておきたい。具体的には、

台湾YMCA（日本人中心のYMCA）を拠点とする「内台信者懇談会」の開催（一九三五年二月、約二〇名出席）、「全台湾基督教徒信徒大会」の開催（同年一月、約二〇〇〇名参加）、その後、計一〇回行われた小規模な「内台信徒の交わり」の開催（一九三六―三八年、毎回二〇―三〇名出席）が挙げられる。これらの会は日本人が主導し日本語を使用するなど、「内台融和」を目標として掲げつつも多分に日本人中心であり、信徒大会以外の活動はすべて台北市内に限定され、ごく一部の台日信徒および聖職者のみが参加し得た内輪的な性格のものであった。しかし、いかに不完全あるいは限定された形での信徒交流だったにしろ、当事者の間でごく親しい関係が築かれ、「内台信徒の交わり」などは戦後にいたるまで長期にわたって継続された点は、肯定的に評価できる。ところで、この動きに中心にかかわっていた上與二郎（台北日本基督教教会牧師）および陳溪圳（台湾基督教長老双連教会牧師）は、いずれも在台日本人および北部台湾教会の指導的立場にあつた教職者であるが、この二名は後に一九四〇年代の教会「合同」においても中心的な役割を担うことになることを、ここで指摘しておきたい。

三、南北台湾長老教会による日本基督教連盟への加盟（一九三四―一九四〇年）

一九三〇年代は、それまで比較的穏和であつた総督府の宗教政策が「満州事変」をきっかけに一転した時期である。台湾在来宗教に対しても「寺廟整理」などの措置が採られたが、外来で「敵性」宗教でもあるキリスト教に対しては、台南長老教中神社参拝問題（一九三三―三五年）、北部淡水中学校及び女学院の台北州による接収（一九三六年）、台南長老教中神学及び女学校における日本人キリスト教徒の校長就任などを通して、当局から台湾教会およびミッシヨンスクールへ「皇民化」の圧力が次第に強く加わるようになっていった。このような中、自らが孤立することを危惧した台湾教会は日本教会との連帯を求め、日本基督教連盟への加盟、日本基督教会との提携あるいは合同、日本基督教団への加入などを試みたが、冒頭に述べたように、いずれも実現しないか、実現

しても遅すぎたかに終わった。本項では、この過程を年次的に整理しつつ、台湾教会の試みが頓挫した原因を追究したい。

まず、台湾教会による日本基督教連盟（以下、「連盟」）加盟にいたる経過である。

台湾教会において連盟加盟の可能性が初めて論じられたのは、一九三四年三月、第一七回台湾大会においてであつた。これは一九三三年の台南長老教中神社参拝問題をきっかけに、日本教会との連帯の必要性が台湾教会において認識されたためと推測される。

その後、一九三七年（一〇月以前）、台湾大会常置委員会において連盟に加盟することが決議された。これもまた、前年の北部淡水中学校および女学院の台北州による接収をきっかけとしたものであろう。前年二―三月には佐波亘が日本基督教会を代表して渡台しているが、佐波が台湾教会に加盟を勧めた可能性も考えられる。しかしこの時点では、加盟に伴って必要となる旅費および会費の工面に問題があるとの理由により、南部大会および北部中会の常置委員会は加盟を無期延長することを決定、これに対し一九三七年一月、連盟総務部長の小崎道雄が渡台し、台湾教会に加盟を再度勧め、同月、台湾大会議長張金波および書記潘道栄（南部教会牧師）が長老教会代表として連盟総会に派遣されたが、加盟するまでには至っていない。

翌一九三八年一月には、ふたたび潘道栄が台湾大会より長老教会代表として連盟総会及び全国基督教協議会に出席するよう派遣され、帰台後、連盟加盟および日本基督教会との提携の件を報告している。しかし台湾教会による連盟加盟が実現したのは、さらに二年後の一九四〇年一月二六日、連盟第一八回総会においてであつた。

一九四〇年の加盟実現は「既に遅すぎた」と当時の台湾教会関係者が述べているように、実際の加盟までに六年以上を要したことは台湾教会の望むところではなかつたであろう。しかし、一九三七年の大会常置委員会による加盟決議を南部大会および北部中会の常置委員会が否決した事実からは、台湾教会内でも統治当局の圧迫を回

避するための方策に関し、南部、北部、大会組織の三者間において少なからず異なる見解や感情があったことが読みとれる。また、前述の潘道栄による報告では、台湾教会が自給独立の達成、南北合一の実行、神学校連合などを推進すべきことが勧められているが、日本教会と正式に連帯するためには、英加ミッシェンとの関係を断ち、南部教会、北部教会、台湾大会三者の意向を一致させることが要請されたのではないかと推測される。事実、加盟実現と前後して、台湾では英加宣教師が国外追放され、台湾教会とミッシェンの関係が断たれている。ここではこれらの点を指摘するにとどめ、台湾教会の次の動きを見ていきたい。

四、日本基督教会との「提携」あるいは「合同」への試み（一九三八—一九四〇年）

連盟への加盟実現が先延ばしになる中、台湾教会においては日本基督教会（以下、日基教会）との「提携」あるいは「合同」が志向されるようになっていった。具体的に実現したのは、両教会によって「内台協力委員会」のための委員が選出されたことであるが、その経過は以下の通りである。

最初の動きと解釈できるのは、前述の佐波亘による台湾訪問（一九三六年）である。この訪問の目的は表向きには台湾教会の「問安」であったが、両教会間の「提携」や「協力」の可能性も探られたであろうと推測される。二年後の一九三八年、北部台湾伝教師総会では日基教会との合一促進の議が可決され、これと前後して、日基教会側でも同年一〇月に開かれた第五二回大会において、上與二郎の提案により台湾教会との「緊密なる提携」のために五名の協力委員を挙げる建議案が可決された。つまり、日基教会との「提携」「協力」という可能性は、前年の台湾教会による連盟加盟頓挫によって浮上したものであって、北部教会関係者と上與二郎との間で具体的の方策に関して協議がなされていたものと考えられる。

この日基大会直後の一月二日、佐波亘は「日本基督教会台湾長老教会共同委員」として連盟に出席し、上京中の潘道栄、上與二郎、および植村環（前年まで台南長栄女学校校長）らを招待し会食懇談を行い、ここにおいて、日基教会大会が上與二郎（台北）、佐波亘（東京）、村田四郎（東京）、番匠鉄雄（台南）、江口忠八（高雄）の五名を協力委員として派遣し、南北台湾長老教会の委員と提携する計画が示唆された。これを受けて潘は帰台後、台湾教会は連盟加盟だけでなく日基教会との提携を考慮すべきであることを、北部のみならず南部に対して、改めて提案したのである。これに対して南北教会はいずれも迅速に対応し、南部では、同年一二月に行われた第三五回南部大会常置委員会において、大会議長および正書記また各中会から二名ずつ推薦された者を大会の任命を受けて日基教会大会提携の協力委員とすることが決議され、北部では翌一九三九年三月二日に行われた第二回台北中会において、蔡受恩および陳溪圳が内台協力委員として指名された。

日基教会、南北台湾長老教会それぞれより協力委員が選出されつつあった一九三九年七月一七日、「内台協力委員会」の会合が淡水において開かれた。資料には日基側から上與二郎および番匠鉄雄が出席した以外は記されていないが、当然、南北台湾教会側の代表も出席していたものと思われる。三ヶ月後、上與二郎は第五三回日基教会大会において、「内台両教会の接近、親密は日に厚きを加へ合同の気運も動きつつある」と報告しているが、これは上自身が「合同」を強く推し進めていたことをも示しているよう。実際、上は一九三九年一月二八日より一九四〇年一月五日まで、台湾東部長老教会（北部に属する）を訪問し、七教会において二回の修養会を行うとともに「内台」教会の協力について懇談するなど、「合同」を進めるために積極的に画策している。

しかし「内台協力委員会」はそれ以上進展しなかった。一九四〇年二月五日には北部中会代表の委員と上與二郎が台北日基教会牧師館において会合を開き、三月二六—二七日の第一九回台湾大会において「日本基督教会及台湾基督長老教会合併促進之事」を議論するための委員として、南北台湾長老教会より一〇名が協力委員として正式に指名されたにもかかわらず、一九四一年以降は日基教会からの招集がなく、会合が開かれることはなかつ

たのである。⁽²⁰⁾

このように、「内台協力委員会」に関する南北台湾教および日基教会の意向が少なくとも表面的には一致していたにもかかわらず、「合同」「提携」を具体的に協議する段階には至らなかったのはなぜだろうか。ここでも南北台湾教会の立場の違いが、一つの大きな障壁となっていたようである。たとえば蔡長義（北部教会牧師）は一九三九年の段階で、以下のように述べている。⁽²¹⁾「内台協力の問題は……『蛇のようにさどく、鳩のように柔和に』ということであつて、……たとえ大が小を呑み込み（原文『to hap see』大哈衰）大勢が喜ばなくとも、神が喜ばれるならばそれが賢明な決断である」。ここからは、「大が小を呑み込む」、すなわち日基教会に台湾教会が「呑み込まれる」ことを危惧する南部教会に対し、南北教会の完全な合一および「内台」教会の合同を遂行することが、当時の情勢においては台湾教会を守る上で「蛇のようにさどく」といふ選択であるとする北部教会の認識の違いが読みとれる。

北部教会が日基教会との合同に対してこのように積極的であつた背景の一つには、一九三〇年代後半以降、G・W・マックイ（G. William MacKay）、G・L・マックイの長男）および陳清義（マックイの娘婿）に代わつて、陳溪圳や吳清溢らに代表される日本内地神学校出身の若手教職者が教会をリードするようになっていたことがある。⁽²²⁾日本統治の中心地である台北を拠点としていた北部教会は、政府による圧迫が教会に加えられる状況下、「時勢」に乗り遅れることへの危惧を強くし、日基教会との連帯は不可欠との認識を有する一群の教職者を擁していた。⁽²³⁾また、上述の「内台融和」運動を通して、これらの北部教会若手指導者と日本人教会関係者との間に「親交」関係が築かれていたことも、相互のコミュニケーションを容易にしていたであろう。

それに対して南部教会は、一七世紀以降台湾割譲に至るまで政治経済の中心であつた台南を拠点とし、教勢上も北部より大きかつたことから、「台湾」教会としてのアイデンティティや誇りをより強く有していたと思われる。

台北とは物理的にも心理的にも距離があり、それは日基教会との距離でもあつた。それまで英加ミッションのもとにあつた台湾教会は、日本統治下でも一九四〇年代にいたるまで台湾語を使用し続けるなど、ある種の「自治」を享受していたが、日基教会との関係においては「被統治者」であり、合同は当然「対等」ではあり得ない。もとより、南北教会合同問題の障壁になつてきたのは、ミッションや教会の保有する不動産などの財産をいかに共有するかという点にあつたといわれるが、⁽²⁴⁾日基教会との組織上の合同となれば、教会や財産を「呑み込まれる」ことは避け得ないとの危惧が、南部においては一層強かつたと思われる。

このような南北台湾教会間での感情の相違に対し、一九四〇年には吳清溢（北部教会）が、日基教会側は「良い意味で終始受動的な態度」で、台湾教会が「必要な時期」にはじめて合同を実質的に「進行するつもりである」と述べ、台湾教会内での意向が一致することを待つて日基教会側が協議を開始するものと説明している。しかし、日基教会側には合同を渋る理由が別にあつたことは後述する通りである。

五、日本基督教団との加入交渉（一九四一—四二年）

台湾教会が日基教会との「提携」や「合同」を求めて画策する間、日本本国では宗教団体法の公布および施行に伴つて日本基督教団（以下、日基教団）が成立しつつあつた。これにより、台湾教会は日基教会との合同ではなく日基教団への加入に向けて交渉を行うこととなつていった。

日基教団加入に関する台湾教会最初の決議がなされたのは、一九四一年六月一日、第一九回台湾大会第三回常置委員会においてである。⁽²⁵⁾ここでは教団加入手続きに関する照会を行うことが可決され、翌日の六月一二日には、大会議長の楊士養（南部教会）が日本基督教団準備委員長であつた富田満に加入手続きを希望する旨を同日付の書面にて申し出た。しかし、これは教団創立委員会より第一部教会（旧日基教会）に付託され、正式な回答

が得られないまま、六月二四日に日本基督教団は成立した。⁽²⁾

五―一 佐波報告に見られる台湾教会の日基督教団加入問題

日基督教団が台湾教会の加入を考慮することなく成立した後、佐波巨が「台湾基督長老教会委員」として北部伝教師総会の招きを受けて渡台した（七月三〇日―八月一四日）。ここにおいて佐波は、在台日本人教会によって構成される「日基督教団台湾教区会」に臨むと共に、南北長老教会と教団加入の件について懇談、同年一二月に開かれた日本基督教団第一部（旧日基教会）第一回大会において台湾教会に関する以下の報告を行っている。⁽³⁾

依而小生は、去る七月卅一日より八月六日まで、淡水に於て開催せられたる同地教会北部教職の修養会に出席の序を以て、幸に議長楊士養君、清水教会牧師盧文福君等も、南部より来会したるに会し、上牧師も出席の上一同と篤と懇談を遂げ、先方の意のあるところを充分聴取し、忌憚なく私見を披瀝して、遂に左の結論に達したり。

一、日本基督教団へ加入の件は、単に長老教会常置委員会の決議のみにては、不十分なること。よろしく教会内の全中会、南北両大会等、全体の機関にはかりたる上にせらるべきこと。

二、長老教会が、独立の一ブロックとして、教団に加入することは、差当り不可能なるべし、さればとて、いま直に、第一部教会に合同して、教団加入の手續をとるといふことも、長老教会の側に於て、また第一部教会の側に於て、充分に其の用意ありや否や、慎重に考慮の余地ありと信ず。

三、仮りに、第一部教会に合同すべく、長老教会に於て、完全なる一致を見るとするも、長老教会と第一部教会との直接の關係並に交渉は、現在台湾島内に限定せられ居る故に、それには少なくとも、現地の第一

部教会の同意を必要となすべく、且進言をも添えて、改めて当大会に申出づる必要あるべし。

四、教団も誕生したばかりであり、少くとも一ヶ年の歩みを看る必要もある上に、長老教会加入のことは、法律上急を要することにもなし、宿題として、もつと考慮せられては如何。

五、但、台湾にては、昨今、種々なる意味に於て、本島長老教会は、不安を感じて居り、且又皇民化運動なるものが熾烈なので、この際、率先して、事実上内台一つの教会となり、指導と協力とにあづかりたき切なる願望があるのであり、加ふるに、外国人宣教師の引上げの次第もあり、旁長老教会に於ては、真剣に当該問題を考慮するに至つたのであらう。

事情既述の如し、台湾基督長老教会合同の件は、第一部教会に於ても、この場合、深き同情を以て、熱心に考慮する必要はありはせぬか、と考へさせられる。

序ながら、小生は、上牧師と共に、長谷川総督、齋藤総務長官を訪問したる際、親しく懇談を重ねたる中に、右の件に触れるところがあつたことを附記して置く。

以上

昭和十六年十月 日

佐波 巨

外委員一同

（傍線引用者）

この報告については、既に五十嵐喜和が、佐波は「皇民化運動」で窮地に立たされている教会に同情を示しながらも、在台日基教会の同意が必要である、あるいは一年程は様子を見るべきであると述べるなど、「真意」

を「汲み取りがたい」と批判的に論じている。²⁹しかし同時にこの報告は、台湾教会内で加入に対する温度差があること(第一項目)、台湾教会は日基教会との合同という形ではなく独立のブロックとして加入することを希望すなわち旧日基教会との合同に消極的であること(第二項目)、同様に日本本国および台湾における旧日基教会も台湾教会との合同に消極的であること(第二・三項目)、などの問題が複雑に絡んでいたことをも示唆している。

特に当時の日基教会当局者は、朝鮮における神社参拝強制問題への対応においても、「神社参拝を拒否する朝鮮キリスト教と、日本の教会とが、もし国家から同一視されるならば、やがて累は直接日本の教会自身に及んでくるであろう」ことを「最も恐れ」ていたという。³⁰台湾においてスパイ扱いされていた台湾教会と「同一視」されることを嫌う向きも、当然あったであろう。さらには、台湾教会内部を知る関係者も、台湾教会と日基教会とは「人的構成に於て相当の相違があり、今日までの教会歴史から考へて合流に就ては相当の問題がある」(近森一貫、当時台湾YMCA主事)と述べていることから、³¹手続きの煩雑さや歴史的文化的背景の相違から来る諸問題の発生が予想されるために、合同を敬遠しようとする意識も働いたに違いない。

そのような中で、台湾教会の加入問題を「宿題として、もっと考慮」することを勧めた佐波の「真意」は、台湾教会が日基教団(或いは旧日基教会)によって安易に切り捨てられることを防ぐことにあったと読みとれなくもない。その一方で、佐波は「台湾教会の教団加入に著しく慎重であったことが知られる」(土肥昭夫)との見方もある。³²このような立場からは、佐波こそが台湾教会による教団加入の労を取りながらそれを阻止していたと、まったく異なる解釈をすることもできよう。この点については、今後、資料に基づき一層詳細な検討が必要であると思われる。

五―二 南北台湾教会の「合一」と「教団加入」との関係

一方、台湾教会側でも教団加入問題をめぐって南北それぞれに思惑が渦巻いていたことが、以下の黄六點(北部教会牧師)による記事に示されている。³³

「教会当面の問題」

(一) 第一部の教会に加入

周知のように教会公報内外のニュースによると、合同日本基督教団が公認の宗教団体として認可された。これは今日の時代におけるキリスト教新体制の発動である。このニュースは周知のことであるから、再び取り上げない。北部教会には何年も前からこのような意見があり、以前の日基との合同を望んでいた。しかしさまざまな都合により未だ実現していない。既に時は到来した。世論全般では、我々の教会にとつて教団第一部に加入することは当然の問題である。北部教会は去年、この件についてわざわざ佐波牧師を招いて指導していたのだ。その時我々は第一二部に加入することを考えていた。ところがさまざまな事情から結局実現しなかつた。だから、現在は第一部に加入しようと考えている。第一部の日基は同じ信仰及び制度を有し、同様の教会政治、長老主義の教会であることから、この部への加入は最も自然なことである。彼らの教会は以前、我々の教会に協力委員を遣わし、数年間にわたり相互の連絡があつた。今回我々と彼らの当局とは、もう一步踏み込んで連絡を取っている。我々の教会も数年前から南北合一が懸案になっている。全台湾が一体になつてから加入するならば、一つの教会となり、南北に分かれずに済む。したがって合一の問題も考えずに済む。北大「北部大会」議長陳溪圳牧師は、台湾長老教会全体の一致加入のため、正月からわざわざ南部当局との交渉に赴いた。この時の議論は、加入の必要性に関してではなく、神から賜った時勢を把握する、

あるいは蛇のごとくさくくすることを考えなくては、極端に知識のない「愚かな」結果になってしまう、ということについてであった。

どのように加入するかを議論する必要もない。我々が必要を感じたときに無条件で誠心誠意加入すべきである。そうすれば教団の方で我々のために方法を考えてくださるであろう。我々はまた、加入後に教会の機構や機関の活動が異なるなどと心配する必要はない。私は確信する。彼らの教会は必ずや我々よりも進歩していることを。彼らの機関はきつと我々よりも理想的であろう。加入後、彼らの指導により、彼らのごとくに教会を経営したら良いのである。教会がそれによってより進歩することを願う。教会の財産が彼らに属するということ心配も無用である。我々の大会はきちんと人選して財産を保管し、教会と財産を守っている。教会と財産は「教団」加入後、教会はより多くの人々の関心によって守られることであろう。このような態度をもって加入すべきである。そうすればこのような事務的な事柄は常任委員の当局が同じく十二分に考慮した上で、適当に連絡するであろう。したがって決して手続き上の問題によって長引かせてはいけない。我々は今回、このように熱心な気持ちで加入する「べきである」。……我々のみならず、全台湾の教会がこのように思いのもと、三月の北大「北部大会」では全員一致で議決し、四月の台湾大会では再度深く考えて進行すべきである。この問題は、我々にとって非常に重要な問題である。神に祈りをもって、歩むべき道を歩めるように願おうではないか。

(原文白話ローマ字台湾語、傍線および「」内補足引用者)

この時点で、台湾教会は独立したブロックとして教団に加入することはあきらめ、旧日基教会(第一部)との合同を通じての加入の可能性を探っていたのだが、いわば「日基教会との合同」交渉のレベルに戻ったことによ

り、北部と南部の意向がふたたび、あるいは一層分裂していったことが、右の記事から読みとれる。加入後の教会機構や財産管理の問題を憂慮する南部教会に対し、北部教会の合同は「神から賜った時勢を把握」し「蛇の如くさくく」する賢明な選択であると、説得に努めていたのである。

注目されるのは、南北教会が同時に教団に加入することによって「一つの教会」になることができる、という発想である。同様の論理は、既に一九四〇年の段階で、吳清溢が日基教会との合同に関し、「万一南北合一が実現できなくとも南北別々に日基教会と合同したらよい。結局最後はこれを通して南北合一が実現できるであろう」と述べていることにも見られる。日基教団は、成立当初は異なる歴史伝統を持つ諸教派教会が独自性を保持したまま合同する部制であったことから、南北教会も異なる教会組織のまま加入することが可能であると理解していた向きがあったように思われる。

しかし一方で、日本人側には台湾教会の南北合同は日基教団加入において不可欠であるとする声もあった。その典型的な論調が、以下に一部を引用する近森一貫による『台湾青年』(台湾YMCA発行)の記事である。

長老教会が新教団成立の間近になつて突然加入の申込があつたと言ふ事であるが、組織上に於て合同を希望する事は喜ばしい事であるが、それと共に精神的にも日本基督教団と共に歩む覚悟が必要である。此の点から考へ、南北長老教会が未だ完全合一の実現を見ない事は残念なことである。昨年迄は南北ミッシヨンの相違の為に種々なる関係上困難があつた事と思はれるが、新教団加入に先だち南北長老教会の合一が先決問題である。長老教会の新教団加入に関しては、新教団本部並に第一部との交渉の推移を待つより外はないが此際長老教会が南北合一し、先づ新教団と精神的合一を期することが必要であると思ふ。

この文章では、台湾教会の日基教団加入に際し、教団との「精神的合一」を期す」上で南北教会が合同すべきことが述べられているが、これはあくまでも感情的な問題であり、必ずしも合同が加入の必要条件だったことが説明されているわけではない。既に一九四〇年一月に英加宣教師が台湾より追放されて以来、台湾教会が英加ミッションより組織上独立していたこと、前述の佐波報告にも南北教会合同の具体的な必要性が説かれていないことを鑑みても、台湾教会が南北合同のプロセスを経ることなしに教団に加入することは、手続き上は可能だったと考えられる。

その後、一九四二年三月二四―五日に開かれた第二〇回台湾大会において、南北合一部会（主席楊士養）が「台湾大会を以て南北合一の実質的形態と見做す」とした上で、教団加入を満場一致で決議したが、ここで南北教会は実質的に「合一」したのではなく、台湾教会「全体」として正式に教団加入決定を表明するために、「合一」が「実質的」であること示したのであった。このような決議の仕方からも、台湾教会にとって日基教会との合同あるいは日基教団への加入とは、「教会の立場を守る良策」以上のもではなく、教団との「精神的合一」のしるしとして南北の完全な合同を要求する日本人側の感情とは、相当の開きがあったことがわかる。

いずれにしても、台湾教会による「(加入への) 意思表示は、日本でも台湾でも、日本人の教会には重視されなかった」と《百年史》にあるように、同年五月二九日に開催された日基教団第一部第一回台湾中会（旧日基教会台湾中会）、そして台湾大会議長陳溪圳が内地を訪問した一月の日基教団第一部第二回大会および教団総会のいずれにおいても、台湾教会の加入問題は議題にも上らなかった。³⁹ 佐波の報告からわずか一年後には、台湾教会の日基教団加入問題は、在台旧日基教会、日本本国における旧日基教会、日基教団のすべてから、完全に放置された形となっていたのである。無論、この時期の日基教団は部制廃止に伴う諸手続に追われており、未だ南北合同を果たしていなかった台湾教会の加入を考慮する余裕ではなかったという側面もある。そうだったにしても、

台湾教会が教団加入を果たせなかった最大の原因は、結局のところ、「日本人以外の教団加入には消極的、否定的」⁴⁰ だった教団側の対応にあったと結論せざるを得ない。あるいはこの背後にはさらに、文部省による宗教管理統制政策との関連において、教団が日本人以外の教会を受け入れなかった別の理由が存在した可能性もあるが、この点については今後さらに検討していきたい。

四、「日本基督教台湾教団」成立（一九四四年）とその問題点

一九四二年末に教団加入の試みが頓挫したことにより、それまでも「政府」（統治当局）より「全体主義的な新体制という国策」に対応するよう再三にわたって要求されていた台湾教会は、一層「孤立化」が危惧される状況に陥った。⁴¹ このような中、南北の合同は急速に進行、一九四三年一月七日、台湾長老教会南北合一委員会が開催され、四日間の審議の後、事実上「合同」の手続きが完了した。このような急な展開について、《百年史》では「南北両大会再合同のことが、実行しなければならぬ段階にまでなっていた」（二六四頁）と説明しているが、詳細は明らかでない。同年二月一日には南北合同問題のための台湾大会臨時会議、二週間後の二月二五日には南北合同の「台湾基督長老教会」（創立当時の名称は「台湾基督教団」で後に改称）創立会議が開催され、南北の「合同」がここに正式に実現した。この動きと前後して、台湾教会と日基教団台湾教区との合併を上與二郎らが強力に推進するようになり、同年五月四日、「内台合同準備委員会」（台湾基督教団設立準備委員会）を開催、約一年後の一九四四年四月二九日、「日本基督教台湾教団」が設立され、上與二郎が統理として就任した。

この一連の出来事に関するこれまでの台湾教会側の基本的理解では、「台湾教団」設立は、上與二郎に代表される在台日本人教職者が、戦時中の非常事態下、総督府の「指導」と「斡旋」により、権力を背景に台湾教会の財産を略奪した、「いわば良きサマリヤ人よりは盗賊」の行為であり、「二重教籍」問題はこれを象徴するものであ

る、とまとめられよう。⁽⁴²⁾ 日本側もこのような理解をふまえて自己反省的に問題を顧みてきたといえる。このよう
な「台湾教団」成立史に関する基本理解に対し、本項目では、新たに得られた資料より日本人教会側の意図を明
らかにすると共に、台湾教会側の受け止め方との相違を比較し、両者間の「擦れ違い」の構造を描くことによっ
て、この歴史に関する理解をより立体的なものとしたい。

四―「救済」行為としての「台湾教団」設立

南北教会合同が実現する直前の一九四三年一月三十一日、総督府文教当局の「幹旋」によってある会合が開かれ
た。そこには西村高兄文教局長、上興二郎(日基)、大橋麟太郎(聖公会)、塚原要(組合)、大澤豊助(ホーリネ
ス)、中森幾之進(メソヂスト)、古川重造(救世軍)の在台北日本人教職者が出席、府社会課長、中井・淡野安
太郎両帝大教授、宮本延人宗教調査官らも参列し、「現下の時局に直面して基督教の今後探るべき方法、態度に就
き懇談」がなされたと、『台湾青年』第一六三号(一九四三年二月)に報告されている。これは一見、総督府が
「台湾教団」の設立を日本人教職者に命令したことを意味するように思われる。しかし実際には、これらの日本人
教職者は台湾教会を「守る」よう指示されていた。これは、出席者の一人であった塚原要(一九四二―四四年台
北組合教会牧師)によって戦後証言されており、筆者はその資料を数年前に入手することができた。以下、その
証言の一部を引用し、「台湾教団」設立をめぐる日本人側の意図を明らかにしたい。⁽⁴³⁾

塚原によると、彼が台北に赴任して間もなく憲兵が突然教会に来て、「台湾長老教会を潰す・・・日本の今の戦
争時下における国体に合わないから潰す」と言い放ち、その後、毎日のように特高が来て礼拝や集会の記録をと
って帰るといふ日々が続いたという。前述の懇談会は、塚原赴任から約一〇ヶ月後のことであった。この懇談会
について、彼は以下のように語っている。

文教局長の西村さんから、私等呼ばれましたね、上先生や私や中森先生、それから・救世軍の先生、日本
人のね、四、五人鉄道ホテルに呼ばれました……絶対に台湾長老教会を潰しちゃいかんというんです。これ
は、貴方がたの責任だと、日本人の教会の責任だと言っています。絶対に潰させちゃいけませんよ、と。それ
で、文教局長は、出来るだけ援助をするから、最善を尽くして台湾長老教会を守ってやってほしいというこ
とでござんした。節子さんのご主人「宮本延人」なんかもそこに出ていらつしやいました。……

……それで何とかして台湾長老教会は私共が守らなくちゃいけないと。それでどういうような方法が一番い
いかということ、上先生、私共、みんなで相談した結果、私共が日本基督教団を抜けないで長老教会と一
緒になつた教団を作らなくちゃいけない。「ということになつた」というのは、台湾長老教会がもし敵性であ
つて潰すというんだつたら、私共の明石町教会「旧台北組合基督教団」も潰されるだろう、私共の明石町教
会が潰れるということは、日本基督教団全部に響いていくだろう、ということ、これは台湾ばかりじゃな
く日本全体の教会に影響するようになるから。だから何とかしてでも、台湾教団を作つて、私共はこの
日本基督教団に残らなくちゃいけない、という方針でやつたんです。

……実は長老教会に憲兵隊だとか特高が、貴方がたの教会を潰すつていうようなことはいえないんです。も
しそういうことを話しますと、それこそ世界に伝わってしまいますから、日本の宗教政策というものは、絶
対に言えない。……かなり誤解があつたと思うんです。「台湾長老教会関係者は」解りませんから、台湾教団
を作る以上は私共に日本基督教団から脱退せよと言われたんです。それは当然ですすね。台湾で教団を作る
んだつたら、日本基督教団を脱退するのが当たり前だという。しかも日本人の教会というものは、一二くら
いしかありませんから、その当時台湾長老教会は三〇〇ありますから、まるで日本人の僅かな教会が、台湾

長老教会を、こう掌握するような誤解を受けましてね、かなり抵抗がありました。……私は長老教会のみなさんには、そういう事情を知らないで釈然としない人があっただろうと、今でもあるんじゃないかと思うんですよ。台湾教団を作っておりながら、日本の教会は日本基督教団を離脱しないで我々の中に入って、そうして我々を指導したと。戦争に便乗して権力を振るったように思う人があるだろうと思います。……

(傍線および「」内補足引用者)

ここにはいくつかの重要な事実が示されている。

第一に、「総督府文教局」の内実についてである。右に言及されている局長の西村高兄は自身キリスト教徒であり、宗教調査官の宮本延人もキリスト教徒ではなかったものの、台北組合教会の元老ともいえる三井栄次郎・たま夫妻の娘婿で、教会礼拝にも出席していた。西村及び宮本は、従来「台湾教団の政府側の推進者」ととらえられてきたが、実際には、台湾教会を「潰す」との憲兵の意向に対し、総督府の立場にありながらそれを「守る」ことを意図し、台北在住の日本人教職者に対しそのための方策を依頼したものと思われる。

第二に、「二重教籍」は完全に意図的であり、しかも台湾教会の「救済」を目的としていたということである。在台灣日本人教職者は、日本人教会が「二重教籍」を有し台湾教会と日本教会とがいわば「運命共同体」になることが、台湾教会を「救済」上で最善の方法であると判断したのであった。晩年の上與二郎が、戒能の質問に対して「私が教会の二重籍などという問題を容認するはずがない」と述べたことは食い違っているが、塚原証言および他の資料からも、これが意図的な行為であったことは疑いない。

第三に、「二重教籍」自体は問題であること、しかし台湾教会側に事情を説明することができない状態だったた

めに、その感情を非常に悪化させたということが、日本人教職者の間でも認識されていたことである。

塚原によれば、その後「官憲の圧迫は段々強く」なつてゆき、一九四三年にピークを迎えたという。彼は中森と共に当時の警務局長と面会しているが、それは大本教を潰したという人物で、日本にキリスト教は不要である、天皇を信じていさえすればいい、という考えの持ち主であった。塚原は、もし台湾教会と日本教会の合併が実現すればこの警務局長との正面衝突は避けられないだろう、と感じていたという。しかし「台湾教団」が設立された後、再び教会に憲兵が来て、「貴方がたはいらんことをするからとうとう、手がつけれなくなつた」と言った。「それで（台湾教会が）助かった」のだと塚原は理解している。これは、塚原以外の日本人教職者にも共通する理解であろう。

四―二 「呑み込まれた」台湾教会

一方、「台湾教団」成立を台湾教会側から見ると、当然のことながら「助けられた」とは受け止められていない。特に楊士養（当時南部大会議長）が後に記述した文章によれば、それは台湾教会が日本人教会に振り回されたあげく全てを奪われた過程であった。

始まりは一九四三年二月二十五日の「南北合一総会」である。この当日は、総督府より宮本延人、台中州より深川屬、台湾教区長上與二郎など、多数が来賓として出席すると共に「監視」に当たり、陳溪圳、宮本延人、上與二郎らが祝辞を述べた。この三名による祝辞は、いずれも「南北合一総会」が台日教会「合同教団」の「準備」のために行われたものであることを示唆する内容であり、そうとはつゆ知らず南北合同を準備してきた楊士養ら長老教会幹部にとって、驚きを禁じ得ないものであった。かたや北部大会議長の陳溪圳は上與二郎と共に日本人教会との合同を推し進め、もう一方の南部大会議長の楊士養ら南部教会関係者は、二月二五日まで何も知らされ

ていなかったのである。このことは、「南北合一によって横領がより容易になるというのが日本人の意図するところ」と、楊士養らに一層不信感を与えたのであった。

その後の経過に関する楊士養の記述は以下の通りである。

一八 日本教会による侵略

上述の台湾教団総会開会よりいくばくも経たないうちに、宗教調査官が「あなたがたの『台湾教団総会』という名称はあまりにも大きすぎるから変更しなくてはならない」と言ってきた。そのために遑って「台湾基督長老教会総会」となったのである。さらにいくばくも経たないうちに、上與二郎が、全台日本人及び台湾人キリスト教各派の合同教団を緊急に創設しなくてはならないと言ってきた。その時、われわれの責任者は「私たちはあなたの意見に従って南北の実質的合一を図る総会を開き、数ヶ月間をかけて準備をし、多くの労力と費用を費やしました。この詳細はあなたもご存じでしょう。総会が開催されてからもう二ヶ月経ってしまいました。もっと早く言って下されば、こんなに労力と金銭を無駄にすることはなかったでしょう」と言うと、上與二郎は何も返事をしなかった。一九四四年四月一七日（南北合一総会開会の五〇日後）、上與二郎は台北で教団設立委員会を召集し、続けて数回呼び出した。台湾長老教会の責任者は彼に対し、もしも我々と合一するのであれば、日本基督教団との関係を絶つべきであることを要求した。もしもできなければ、日本教団及び台湾教団の双方に属する二重籍となり、真の合一ではない。しかしながら、彼らは一切耳を貸さなかった。台湾長老教会の関係者は悪戦苦闘したが、全ては徒勞に終わった。

南部大会の当局者は、上與二郎が我々の教会を侵略しようとしていることがわかつているなら、この大勢は既に決定しており、避けることはできない。「と考え」、常置委員会と財団法人との会議を開き、数ヶ所の土

地家屋を処分した。その理由は

- (1) 日本人に財産の全てを奪われることを望まなかったため。
- (2) 新樓医院及び太平洋境教会より借りていた債務を返済するため。
- (3) 玉井、山覇、及び埔里、三ヶ所における会堂建築を補助するため。
- (4) 教育費の補助（神学生及び伝道者の子女）のため。
- (5) 数名の伝道者が療養費「退職後の」を要請しているため。
- (6) 伝道者退職及び死亡時の給付金。
- (7) 伝道者への臨時手当及び一時給付金。
- (8) 各方面からの献金（以前憲兵より大会各方面から献金を求められたため）。

これらの問題の解決法を考えている間に、上與二郎は台南に赴き、われわれの大会議長及び財団理事長を長老教女学校の番匠「鉄雄」校長宅まで呼びだし、偉そうな口調で言った。「君達、昨日も会議で今日も会議、昼も夜も会議とは何事だ」。続けてこう言った。「私は残務整理をしているのだ。なぜなら日基督教団成立以来一年ほど経つので、各部がそれぞれ残務整理をしなくてはならないからだ」。さらに財団理事長に言った。「明日、私は朝九時の急行で北上する。教会の残された財産の登記書類を全て私の所へ持ってきなさい」。彼の声と態度は、牧師ではなく警察のように感じさせるものであった。

結局彼らに呑み込まれてしまった。一九四四年四月二十九日、台北の上與二郎の教会で日本基督教台湾教団の第一回総会が開かれた。いうまでもなく、上與二郎が教団統理者選ばれた。この教団は日基督教団台湾教区（含日基、メソヂスト、組合、救世軍など。上與二郎はこの教区長であった）、聖公会及び台湾長老教会によって組織されたものであった。この時点で、台湾長老教会は日本人に取られてしまったのだ。

この文章を塚原の証言と付き合わせてみると、台湾教会側にはかくも異なる感情が存在していたことに驚く。日本人教職者にとっては「救済」の意図から出ていた「台湾教団」設立は、事情を知らない楊士養ら台湾教会関係者には「侵略」と受け取られ、自分たちの教会が「呑み込まれてしまった」という、強い精神的衝撃を与えていたのである。

その後間もなく、「台湾教団」は日本の敗戦に伴って解散した（一九四五年一〇月）。しかし「負の遺産」として残されたのは精神的な傷だけではなく、「教団に」積極的に加担した台湾人牧師たちへの処遇、財産問題、特に台南神学院の土地問題⁵¹などの諸問題であった。とりわけ、「台湾教団」として登記された土地財産が「光復」後（戦後）国民党政府によって「日産」の扱いとなったため、それを取り戻すのに相当の時間と労力を強いられたいことは、台湾教会にとって「最大の耐え難き後遺症」であったという⁵²。

筆者は戦時期の台湾における日本人教職者の善意と努力を疑うものではない。上與二郎らが、スパイ容疑をかけられた台湾人教職者や特高警察に目をつけられた台湾教会の救済に奔走した事実⁵³は、台湾教会に対する「深き同情」を示して余りあるものである。しかし、彼らがあえて台湾教会側と理解を共有せず力尽くで「台湾教団」を設立したために、台湾教会に物理的にも精神的にも深い傷を残したこともまた事実であった。無論、力尽くで合併しなければ台湾教会が「潰れていた」可能性は大いにある。だからこそ、協力的な北部教会の陳深圳には事情が知らされ、抵抗的な南部教会の楊士養らには何も知らされなかったのだろう。問題は、楊士養らがたとえ事情を説明されたとしても、このような形での「救済」は望まなかったかもしれないという点にある。つまり、台湾教会の「協力要請」と日本教会側の「救済」の意図とが、最初から「擦れ違って」いたのである。

しかしながら、それは戦時期に始まったことではなく、五〇年にわたる植民地統治時代を通じて存在し、しかも隠蔽されていた「擦れ違い」の構造が、戦時体制という非常事態の中で如実に露呈されたのだといえる。かたや日本人側は、「統治者」として、相手を自らに「同化」させるよう「指導」する「親分」意識を有し、一方の台湾人側は、たとえ「被統治者」の立場にあつて日本人の助力を乞うたとしても、それはあくまでも自らの權益を守るためであり、文化的民族的主体性を失ってはいなかった⁵⁴。さらにこの「擦れ違い」の深層には、「臣民」の定義が「キリスト者」の定義に優越していた⁵⁵。日本人側の国家に対する絶対的信奉と、もとより国家観念が流動的で、しかも統治国家である日本より「被統治者」「二等国民」と規定されていた台湾人の国家に対する相対的理解、という根本的な差異もあつた。

いずれにしろ、これらの差異を克服するには両者間の相互理解への努力は不可欠であつたが、そのような対話は完全に欠落していたといえる。というのは、国家に対する絶対的信奉という日本人のメンタリティーに、台湾人が一方的に「同化」或いは「融和」することを強いてきた植民地統治の歪みを、在台日本人教会自身五〇年間にあつたって持ち続け、台湾にありながら台湾人の文化的民族的メンタリティーを理解するに至らなかつたからである。日本人教会による台湾教会の「救済」行為が、逆に台湾教会のアイデンティティ或いは主体性を踏みこむ結果となつたという悲劇は、このような中で必然的に生み出されたといえよう。

五、結論および今後の課題

以上、本稿では「台湾教団」成立にいたる台日教会「合同」問題を年次的に整理し、未解明の事柄について論じてきたが、それは以下のようにまとめられる。

一九四二年以前の台湾教会における連盟加盟、日基教会との連帯、日基教団への加入への試みがいずれも頓挫

あるいは大幅に遅れたことは、台湾教会側の自給独立未達成、南北における意向の不一致などの問題も障壁になつてはいたが、最終的には日本教会側の、歴史的文化的に異質であり国家からもスパイ視されていた台湾教会に対する、消極的な対応が原因であつたと考えられる。

一方、一九四三年以降の「台湾教団」設立は、台湾教会が日基教団加入を果たせず孤立を余儀なくされた結果、軍部当局によつて「潰される」危機にあつたことに対し、キリスト教徒の総督府文教局長らの「依頼」を受けた在台日本人教職者が、「救済」のために採つた方策であつた。在台日本人教会の「二重教籍」、一部の北部教会関係者以外には事情が知らされないままの強制的な合併も、「救済」の速やかな遂行を目的としたものであつた。しかしこれは台湾教会側には、日本教会に「呑み込まれた」と受け止められ、「台湾教団」解散後の台湾教会の再建においても、「負の遺産」として諸問題を残すこととなつた。

この「台湾教団」設立に示された問題の本質は、五〇年にわたる植民地統治において、日本人教会が台湾教会との対話を通して相互理解を深めることがなく、むしろ統治当局の謳う一方的な「同化」や「融和」に教会も同調する中で、両者のメンタリティーが「擦れ違つた」形でしか存在せず、それが戦時下という非常事態において必然的にあらわれたことであつた。

本稿ではこのように、「台湾教団」問題を、在台日本人教職者、台湾教会、総督府文教局長ら当事者の思惑に焦点を当てて論じたが、同時期の朝鮮、華北占領地、香港、フィリピン、インドネシアなどの各地などにおいても同様に日本人教会と現地教会連合の教団、總會、同盟、連合会などが成立させられていたことから、⁵⁷⁾ 今後は、植民地あるいは占領地全般に対する政府の対キリスト教宗教政策という観点を含めて、問題をさらに検討していきたい。

注

(注記一) 本稿は、キリスト教史学会第五五回大会における研究発表(二〇〇四年一月二日、於沖繩キリスト教学院大学・短期大学)、および『日本統治下台湾における日本人プロテスタント教会史研究(一九九五—一九四五)』(國際基督教大学大学院比較文化研究科提出博士論文、二〇〇三年六月)第七章、に加筆訂正を加えたものである。

(注記二) 日本語文献に関しては「」、中国語および台湾語文献に関しては「 \langle 」を使用した。

(注記三) 『教会公報』記事をはじめとする白話ローマ字表記の台湾語資料については、主に台南市在住の鍾子時牧師夫人陳瓊花女士に訳していただいたものを筆記し、加筆訂正を加えたものである。ここに、膨大な量の資料を時間をかけて訳して下さつた鍾牧師夫人に感謝の意を表したい。

(1) 『百年史』、二六六頁。なお引用に際しては、『共に悩み共に喜ぶ—日本基督教団と台湾基督長老教会の協約締結のために—』第三部二、における和訳を使用した。

(2) 戒能、一〇六頁。

(3) 異民族支配における文化摩擦に関し、表層的な言語などの差異に気付いたにとどまり、深層におけるより大きな差異が気付かれない現象を、前田成文は「差異の文化論」(石井米雄編『差異の事件誌—植民地時代の異文化認識の相克—』巖南堂書店、一九八四年、所収)において「擦れ違い現象」と呼んでいる(九—一〇頁)。参照。

(4) この項に関しては、『百年史』のほか、以下を参照。黄武東・徐謙信合編、頼永祥増訂『臺灣基督長老教會歴史年譜 第一部・満清時代篇、第二部・日据時代篇』増訂版(人光出版社、一九九五年)。査時傑『皇民化運動下の台湾長老教会—以南北教会学校神社参拜為例』(『中国海洋發展史論文集』第三号、一九八四年)一三九—四〇頁。吳學明『臺灣基督長老教會の三自運動(二八六五—一九四五)』(『台北文獻』二二期、一九九七年九月、八三—一五三頁)。拙著『日本統治下台湾における日本人プロテスタント教会史研究(一九四五—一九四五)』(國際基督教大学大学院比較文化研究科提出博士論文、二〇〇三年六月)。

(5) この項に関しては前掲拙著博士論文のほか、以下を参照。拙稿『日本統治下台湾のキリスト教界における異文化交

流——台湾YMCAの事例を中心に——」(『アジアにおける異文化交流』ICU創立五〇周年記念国際会議／飛田良文ほか編、明治書院、二二〇—三三頁、二〇〇四年三月)。同「植民地支配、キリスト教、そして異文化交流——日本軍による台湾武力制圧における事例より(一八九五年)——」(『日本研究』第三〇集「近代東アジア文化とプロテスタント宣教師」、二〇〇五年三月)。

(6) 蔡錦堂『日本帝国主義下台湾の宗教政策』(同成社、一九九四年)第七章参照。

(7) これら一連の事件に関しては、『百年史』二四九—五四頁のほか、以下を参照。駒込武「台南長老教中学神社参拝問題——踏絵的な権力の様式——」(『思想』九一五号、二〇〇〇年九月、三四—六四頁)。同「一九三〇年代台湾におけるミッション・スクール排撃運動」(『総力戦下の知と制度——一九三五—五五年』岩波講座7近代日本の文化史、岩波書店、二〇〇二年九月、二二—五三頁)。山本禮子「日本統治における台湾キリスト教主義学校の相剋——台湾・長栄高等女学校の軌跡」(富坂キリスト教センター編「近代日本のキリスト教と女性たち」新教出版社、一九九五年)。五十嵐喜和「日本基督教会の台湾伝道について」(『教会の神学』第八号、二〇〇一年、二二—五六頁)四五—六頁。

(8) 『台湾長老大会年録』第一七回大会議事録、一九三四年三月。

(9) Kau-hoē Kong-pò『教会公報』(教会公報社発行)第六三二号、一九三七年一月(以下『教会公報』)。同第六三二号、一九三七年一月。同第六三三三号、一九三七年二月。『台湾長老大会年録』第一八回大会議事録、一九三七年。『福音新報』第二二七号、一九三八年一月一日。

(10) 『教会公報』第六四六号、一九三九年一月。前掲五十嵐論文、四七頁。日本基督教団宣教研究所教団資料編纂室『日本基督教団資料集第一篇——日本基督教団の成立過程(一九三〇—一九四一年)』(日本基督教団出版局、一九九七年)、二二三頁(以下、『教団資料集』)。

(11) 『教会公報』第六八〇号、一九四一年一月。

(12) 『教会公報』第六四六号、一九三九年一月号。

(13) 『福音新報』第二〇九号、第二〇九五号、一九三六年三月一九日—四月一六日。

(14) 『教会公報』第六六〇号、一九四〇年三月。前掲五十嵐論文、四七頁。『教団資料集』、二二九—三二頁(『第五一回日本基督教会大会記録』一九三八年一月七—二一日)。

(15) 『福音新報』第二二七号、一九三八年一月一日。

(16) 『教会公報』第六四四号、一九三八年一月。同第六四六号、一九三九年一月。『台北中会議事録』第二回台北中会、一九三九年三月二日。

(17) 『教会公報』第六五三号、一九三九年八月。

(18) 『教団資料集』、一三三—一三二頁(『第五三回日本基督教会大会記録』一九三九年一月六—一〇日、一四九—一五〇頁)。

(19) 『福音新報』第二二八七号、一九四〇年一月一八日。

(20) 『台北中会議事録』第四回台北中会、一九四〇年二月一六日。『台湾長老大会年録』第一九回大会議事録、一九四〇年三月二六—二七日。楊士養 (Ip Shiong) 『南臺教會史 (Lam Tai Kau-hoē Si)』(台湾教会公報社、一九五三年)、七二頁。第一五回新竹中会議事録、一九四二年二月一七日。蔡長義による報告。

(21) 『教会公報』第六五三号、一九三九年八月。

(22) 『百年史』、二五四—五八頁。

(23) 『福音新報』第二〇九号、第二〇九五号、一九三六年三月一九日—四月一六日。

(24) この点は鄭兎玉牧師(前台南神学院基督教社社会研究所所長)のご教示によった。

(25) 『教会公報』第六六〇号、一九四〇年三月。

(26) 『教会公報』第六七六号、一九四一年七月。

(27) 前掲五十嵐論文、四七頁。

(28) 『教団資料集』、一七一—七三頁。

(29) 前掲五十嵐論文、四七頁。

(30) 森平太「日本基督教会朝鮮中会の運命」(『福音と世界』、一九七八年七月号)。

(31) 近森一貫「日本基督教団台湾教区会成立後に於ける諸問題」(『台湾青年』第一四六号、一九四一年六月)。

(32) 『教団資料集』、一七〇頁。

(33) 『教会公報』第六八三号、一九四二年二月。

(34) 『教会公報』第六六〇号、一九四〇年三月。

- (53) 塚原証言。萱島泉「昭和六年から昭和十六年にかけての上與二郎牧師のもう一つの働き」(上齋他編『神の家族—台北日本基督教教会の想い出II』上齋発行、一九八九年)、七五—八〇頁。
- (54) この「親分」意識という視点は、鄭兎玉牧師の指摘によるものである。
- (55) たとえば前掲拙稿「植民地支配、キリスト教、そして異文化交流—日本軍による台湾武力制圧における事例より(一八九五年)—」参照。
- (56) 高橋由典「戦争協力の論理と心理—キリスト教の事例—」(戦時下日本社会研究会『戦時下の日本—昭和期の歴史社会学』行路社、一九九二年)、三三—三頁。
- (57) 前掲戒能論文、一〇五頁。

(国際基督教大学キリスト教と文化研究所)

- (35) たとえば黄六點(日本基督教団誕生)《教会公報》第六七七号、一九四一年七月。
- (36) 前掲近森一貫記事。
- (37) 第二〇回台湾基督長老教会大会議事録、一九四二年三月二四—二五日。前掲五十嵐論文、四八頁。
- (38) 《百年史》、二六三頁。
- (39) 《百年史》、二六三頁。前掲五十嵐論文、四八—五〇頁。前掲戒能論文、九二—九三頁。
- (40) 前掲戒能論文、九四頁。
- (41) 《百年史》、二六三頁。
- (42) 《百年史》、二六三—六七頁。鄭兎玉「台湾のキリスト教」(吉田寅訳『アジア・キリスト教史(1)』(教文館、一九八一年)、九七頁)。
- (43) 前掲戒能論文。前掲五十嵐論文。『教団資料集』など。
- (44) 『明石町教会略史資料』(旧台北組合教会関係者によって一九六七年一〇月一〇日に行われた座談会の手書きテープ起こし原稿)。なおこの資料は、日本統治時代の台湾における日本人教会史の執筆のために故近森一貫氏の収集した資料の一部で、氏没後故石川祐三氏を経て故星合光氏の手に渡り、星合氏ご令嬢の渋谷道子氏の保管しておられたものである。筆者は、先人の遺志を引き継ぎ、在台日本人教会史に関する研究をこの世に送り出すことによって、このような貴重資料を提供してくださった方々に対し、感謝の意を表したいと願うものである。
- (45) 萱島泉氏(元台北日本基督教教会員)とのインタビュー、一九九九年八月。
- (46) 《百年史》、二六六頁。
- (47) 前掲戒能論文、九〇頁。
- (48) たとえば『日本基督教台湾教団規則』(前掲戒能論文参照)。「教団資料集」、三四六頁。
- (49) 前掲《南臺教會史》、八〇—八三頁。なお、引用部分の和訳に際し、楊嘉俊氏(二〇〇二年当時国際基督教大学学部生)の助力を得たことを、ここに感謝したい。
- (50) 『台湾基督教會報』第四号、一九四三年三月二〇日。《百年史》、二六五頁。
- (51) 前掲戒能論文、八九頁。《百年史》、二六七頁、同二八七—八八頁。
- (52) 鄭兎玉牧師談。